

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月30日

【発行者名】 クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY 1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY
1 - 1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 達 理
同 橋 本 雅 行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 菊 地 雄 太
同 渡 邊 玄 輝
同 中 山 希
同 秋 田 拓 真

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
オーストラリア・リート・ファンド
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -Australia REIT
Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】 日本円投資コース：
500億円を上限とします。
豪ドル投資コース：
6億豪ドル(約419億円)を上限とします。
(注)豪ドルの円換算額は、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=69.84円)によります。以下、別段の定めのない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2020年3月31日付で提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	追加
	5 運用状況		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
			2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が管理するクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - オーストラリア・リート・ファンド（Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -Australia REIT Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は次のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

日本円投資コース

（2020年4月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
担保付スワップ	265,423,010	99.39
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	1,632,737	0.61
合計 （純資産総額）	267,055,747	100.00

豪ドル投資コース

（2020年4月末日現在）

資産の種類	時価合計（豪ドル）	投資比率(%)
担保付スワップ	5,592,477	100.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	- 23,057	- 0.41
合計 （純資産総額）	5,569,420 (389百万円)	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）豪ドルの円換算額は、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=69.84円）によります。以下、別段の定めのない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2019年5月1日から2020年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

日本円投資コース

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	円		円	
2019年5月末日	473,486,771		1,068.6	
6月末日	452,422,008		1,111.4	
7月末日	452,906,769		1,126.1	
8月末日	424,514,086		1,087.4	
9月末日	414,360,421		1,069.9	
10月末日	416,531,913		1,105.4	
11月末日	413,090,066		1,123.4	
12月末日	408,013,611		1,117.2	
2020年1月末日	404,783,640		1,108.3	
2月末日	368,831,634		1,009.9	
3月末日	223,343,837		615.7	
4月末日	267,055,747		741.4	

豪ドル投資コース

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
2019年5月末日	7,503,632	524,054	108.23	7,559
6月末日	8,131,664	567,915	111.98	7,821
7月末日	8,725,230	609,370	114.64	8,006
8月末日	9,075,032	633,800	115.83	8,090
9月末日	8,677,086	606,008	111.75	7,805
10月末日	7,774,735	542,987	112.96	7,889
11月末日	7,992,138	558,171	115.45	8,063
12月末日	7,814,005	545,730	111.49	7,786
2020年1月末日	8,172,954	570,799	116.28	8,121
2月末日	7,641,968	533,715	110.50	7,717
3月末日	4,912,595	343,096	70.70	4,938
4月末日	5,569,420	388,968	80.44	5,618

分配の推移

2019年5月1日から2020年4月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当たり、税引前)

	日本円投資コース	豪ドル投資コース	
	円	豪ドル	円
2019年6月	7.32	0.74	51.68
2019年9月	7.20	0.77	53.78
2019年12月	7.36	0.76	53.08
2020年3月	7.30	0.80	55.87
設立時からの総額 (2016年9月26日～2020年4月末日)	108.58	10.34	722.15

収益率の推移

2019年5月1日から2020年4月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
2019年5月1日～2020年4月末日	-31.60%	-23.57%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2020年4月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2019年4月末日の1口当たりの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	日本円投資コース	豪ドル投資コース
2016年 (2016年9月26日～2016年12月末日)	8.11%	-2.26%
2017年 (2017年1月1日～2017年12月末日)	8.26%	3.70%
2018年 (2018年1月1日～2018年12月末日)	-8.40%	3.59%
2019年 (2019年1月1日～2019年12月末日)	14.30%	16.48%
2020年 (2020年1月1日～2020年4月末日)	-32.98%	-27.13%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格
2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

基準価額および純資産の推移

日本円投資コース



豪ドル投資コース

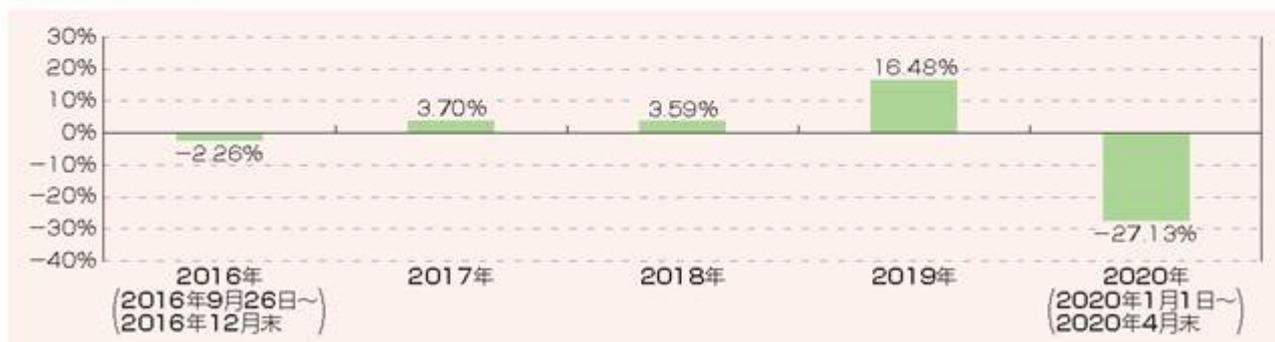


収益率の推移(暦年ベース)

日本円投資コース



豪ドル投資コース



※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2020年については4月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2016年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

2 販売及び買戻しの実績

2019年5月1日から2020年4月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
日本円投資コース	0 (0)	89,657 (89,657)	360,223 (360,223)
豪ドル投資コース	23,585 (23,585)	20,750 (20,750)	69,235 (69,235)

(注) ()の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項但書の規定を適用して作成された原文の中間財務諸類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b . ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=69.84円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

オーストラリア・リート・ファンド

財政状態計算書

2020年3月31日(未監査)

(豪ドルで表示)

資産	2020年3月31日時点		2019年9月30日時点	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記2.2、5および6)	\$ 8,292,536	¥ 579,151	\$ 14,361,471	¥ 1,003,005
現金および現金同等物(注記2.1)	327	23	212	15
以下に対する未収金:				
売却した証券(注記2.3)	-	-	67,196	4,693
資産合計	8,292,863	579,174	14,428,879	1,007,713
負債				
当座貸越(注記2.1)	53	4	67,149	4,690
負債(受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	53	4	67,149	4,690
受益証券の受益者に帰属する純資産(注記3)	\$ 8,292,810	¥ 579,170	\$ 14,361,730	¥ 1,003,023

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド

包括利益計算書

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

	2020年3月31日を 期末とする6カ月間		2019年3月31日を 期末とする6カ月間	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
収益				
F V T P Lで測定する金融商品による純損益 ⁽¹⁾				
発生収益(注記2.7、2.11)	\$ 303,036	¥ 21,164	\$ 311,256	¥ 21,738
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく実現純益(損)(注記7)	(870,921)	(60,825)	766,558	53,536
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現利益(損失)の純増(減)(注記2.2、7)	(3,892,478)	(271,851)	537,785	37,559
外貨建取引に係る実現純益(損)(注記2.6)	(5)	(0)	124	9
為替換算に係る未実現評価益の純変動(注記2.6)	22	2	4	0
収益/(損失)合計	(4,460,346)	(311,511)	1,615,727	112,842
費用				
販売報酬(注記8.2F)	48,570	3,392	52,569	3,671
設立費用	40,770	2,847	37,792	2,639
運営費用報酬(注記8.2B)	28,494	1,990	30,837	2,154
代行協会員報酬(注記8.2D)	633	44	730	51
費用合計	118,467	8,274	121,928	8,515
財務費用を除く運用利益(損失)	(4,578,813)	(319,784)	1,493,799	104,327
財務費用				
受益証券の受益者に対する分配(注記2.7)	(184,569)	(12,890)	(189,454)	(13,231)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増(減)額	\$ (4,763,382)	¥ (332,675)	\$ 1,304,345	¥ 91,095

(1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、ならびに発生収益を含む、純損益を通じて公正価値(以下、「F V T P L」という)で測定する金融商品から発生する純益に関するもの。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド
 キャッシュ・フロー計算書
 2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)
 (豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
2018年9月31日時点	\$ 15,286,373	¥ 1,067,600
受益証券の発行残高(注記3)	3,252,811	227,176
受益証券の買戻(注記2.8、3)	(5,856,802)	(409,039)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増額	1,679,348	117,286
2019年9月30日時点	\$ 14,361,730	¥ 1,003,023
受益証券の発行残高(注記3)	376,604	26,302
受益証券の買戻(注記2.8、3)	(1,682,142)	(117,481)
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による減額	(4,763,382)	(332,675)
2020年3月31日時点	\$ 8,292,810	¥ 579,170

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
2020年3月31日を期末とする6カ月間（未監査）

（豪ドルで表示）

	2020年3月31日を 期末とする6カ月間		2019年3月31日を 期末とする6カ月間	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増（減）額	\$ (4,763,382)	¥ (332,675)	\$ 1,304,345	¥ 91,095
受益証券の受益者に帰属する純資産につき、運用による増（減）額の営業活動によるキャッシュ・フローへの調整				
受益証券の受益者に支払われた配分	184,569	12,890	189,454	13,231
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(79,867,474)	(5,577,944)	(86,133,621)	(6,015,572)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	81,173,010	5,669,123	88,270,808	6,164,833
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損益	870,921	60,825	(766,558)	(53,536)
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく未実現損失／利益の純増（減）	3,892,478	271,851	(537,785)	(37,559)
売却した投資に対する未収金の減少（増加）	67,196	4,693	(129,460)	(9,041)
購入した証券に対する未払金の増加	-	-	748	52
営業活動による現金（営業活動によって得られた現金）	1,557,318	108,763	2,197,931	153,504
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
発行された受益証券による収入、発行された受益証券の未収金の変動控除後	376,604	26,302	818,792	57,184
受益証券の受益者に支払われた配分	(184,569)	(12,890)	(189,454)	(13,231)
受益証券の買戻、買戻された受益証券の未払金の変動控除後	(1,682,142)	(117,481)	(2,827,268)	(197,456)
財務活動による現金（財務活動に使用した現金）	(1,490,107)	(104,069)	(2,197,930)	(153,503)
現金および現金同等物の純増（減）額	67,211	4,694	1	0
期首における現金および現金同等物（注記2.1）	(66,937)	(4,675)	249	17
期末における現金および現金同等物（注記2.1）	\$ 274	19	\$ 250	17
営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報				
受取利息	\$ 184,569	¥ 12,890	\$ 189,328	¥ 13,223

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

1. 組成

オーストラリア・リート・ファンド(以下、「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の法律に基づき基本信託約款により2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2016年8月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2016年9月26日に運用を開始した。

本トラストは、ケイマン諸島の(修正)信託法に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島の(修正)ミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所は、ケイマン諸島、K Y 1 - 9007 グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー、190(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー(以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

クレディ・スイス・インターナショナルは、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)、計算代理人(以下、「計算代理人」という)、および担保付スワップ・カウンターパーティ(以下、「担保付スワップ・カウンターパーティ」という)の役割を負う。

クレディ・スイス証券株式会社は、代行協会員(以下、「代行協会員」という)の役割を負う。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(旧:大和住銀投信投資顧問株式会社)(以下、「管理会社代行サービス会社」という)である。

管理会社は、大和証券株式会社に対し、日本における販売会社(以下、「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

本シリーズ・トラストでは、現在、豪ドル投資コースおよび日本円投資コースという2種類のクラスユニットが発行可能である。

本シリーズ・トラストおよび豪ドル投資コースは、オーストラリアドル建てで表示される。「AUD」および「\$」が使用される箇所はすべて、オーストラリアドルを意味するものとする。日本円投資コースは、日本円建て(「円」、「JPY」、「¥」)で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、オーストラリア・リート・インデックス(以下、「インデックス」という)に投資する名目的な取引戦略(以下、「戦略」という)へのエクスポージャーを提供することで、投資家に対し、中長期的な元本の成長および安定的な収益の提供を目指すものである。

受託会社は、戦略に対するエクスポージャーを得るため、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間でスワップ取引(以下、「担保付スワップ」という)を実行する。担保付スワップは、約1年を取引期間とするトータル・リターン・スワップであり、これにより担保付スワップ・カウンターパーティは、以下を行う。

- () インデックスにリンクされたアンファンデッド・スワップに対し、少なくとも3社の市場参加者が参加した入札プロセスにより価格を織り込む。および、
- () インデックスおよび、インデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または分配に対する想定エクスポージャーを提供する。

この結果、本シリーズ・トラストの口座に対する受託会社は、担保付スワップ・カウンターパーティから、インデックスのパフォーマンスに基づくリターンおよび、インデックスの構成銘柄において支払が想定される配当または配分を受け取ると想定されると共に、入札プロセスにより決定された価格を支払うと想定される。また、本シリーズ・トラストは、対応する配当宣言日に支払われるまでの期間において、インデックスにより受領した配当または分配金に対して累積した利息も受け取る。これらの2つを合わせて「発生収益」という。本戦略へのエクスポージャーは、原則として担保付スワップ開始時点における純資産価格(「純資産価格」は、全資産から、累積した報酬および費用を含む負債を差し引いて求めた金額である)の100%である。

担保付スワップ・カウンターパーティはまた、担保付スワップにより、本シリーズ・トラストの受託会社としての受託会社に対し、受託会社が報酬代行会社の運営費用報酬(定義は23ページ)の支払に充当することを意図する運営費用(以下、「費用クーポン」という)を支払うことに合意した。このため、受益証券の受益者は、費用クーポンの分配に対していかなる権利も持たない。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

最終買戻日

本シリーズ・トラストは、信託約款の規定により早期終了した場合を除き、2021年9月16日または、強制買戻事由の発生後の実務上可能な直近の買戻日として受託会社および管理会社の双方が合意した日のうち、より早い方の日(以下、「最終買戻日」という)まで存続するものとする。

受益証券は、以下のいずれかが最初に発生した時点で、強制的に償還される。

- () かかるユニットクラスに帰属する純資産価額が、豪ドル投資コースについては100万豪ドル、日本円投資コースについては1億円またはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がかかるユニットクラスのすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合。または、
- () 受託会社および管理会社が、受益証券をすべて強制償還すべきであると合意した場合(これには、受託会社と管理会社が、担保付スワップの終了日において全受益証券の強制償還に合意した場合や、理由の如何を問わずかかる担保付スワップの終了日以前に担保付スワップを終了する場合は含まれるが、これらに限られない。これらを「強制買戻事由」という)。

各ユニットクラスにおいて強制買戻事由が発生した場合、すべての受益証券は最終買戻日において1口当たりの最終買戻価格で償還される。各ユニットクラスにおける1口当たり最終買戻価格は、目論見書および付属資料22に従い、管理事務代行会社はその単独の裁量に基づき、最終買戻日(かかる日が評価日ではない場合、その直前の評価日)における1口当たり純資産価値により計算される。買戻日とは、当該ユニットクラスの各取引日であると共に、本シリーズ・トラストに対するファンド障害事由が発生していない日、および/または管理会社が適宜、本シリーズ・トラストまたは各ユニットクラスに対してファンド障害事由が発生している日または期間だと認めた日でない日を指す。

受益者は、各ユニットクラスの受益証券1口につき、最終買戻日の前における買戻日に、当該買戻日(または、買戻日が評価日でない場合、直前の評価日)における当該ユニットクラスの1口当たり純資産価格と同額(以下、「買戻価格」という)の支払いを受けるものとする。償還される各受益証券の買戻価格には、買戻手数料が適用されない。

本財務諸表は、2020年5月28日付で公開することを許可されたものである。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2. 重要な会計方針

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(IFRS)に従って作成されたものである。IFRSに従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂)(以下、「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている：償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合(FVOCI)。IFRS第9号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。

金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される：

-) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
-) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ(SPP I)で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される：

- ）契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(S P P I)で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ）契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- ）他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時にF V T P Lで測定する金融資産として取り消しできないように指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期を変化させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還、および契約期間延長
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例：ノン・リコース特性)、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する特性(例：定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する：

- 回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、ならびに売却した証券に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他のビジネスモデル：これには、損益を公正価値で測定した金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する：

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産の期間が関連する負債もしくは予想キャッシュ・フローの期間に一致すること、またはかかる資産の売却から発生するキャッシュ・フローの流入に注力しているかどうかを含む。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル(およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- 前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で測定する金融負債には、当座貸越が含まれる。

金融資産の減損

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品の投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- ・ 大部分の金融資産はFVTPLで認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されないため。
- ・ 償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が12カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高いため。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2020年3月31日までの6カ月間において公表されたものの、同期間において発効していない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通り：

2019年10月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。

当座貸越は、財政状態計算書の負債の項目に表示される。

2020年3月31日時点および2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り：

	2020年	2019年
定期預金	327	212
財政状態計算書上の現金および現金同等物	\$ 327	\$ 212
当座貸越	(53)	(67,149)
キャッシュ・フロー計算書上の現金および現金同等物	\$ 274	\$ (66,937)

2.2 金融資産および金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する：

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

F V T P Lでの測定必須：担保付スワップへの投資

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される：

	2020年3月31日時点 - 時価	2020年3月31日時点 - 経費
担保付スワップへの投資	\$ 8,292,536	\$ 12,189,313
	2019年9月30日 - 時価	2019年9月30日 - 原価
担保付スワップへの投資	\$ 14,361,471	\$ 14,365,770

償却原価で測定する金融資産：

現金および現金同等物、ならびに売却した証券に対する未収金。

償却原価で測定する金融負債：

その他の負債：当座貸越。

(B) 認識 / 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび株式等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現損益の変動は、包括利益計算書に反映される。

(E) 担保付スワップへの投資

受託会社は、本シリーズ・トラストの受託会社としての権限に基づき、担保付スワップ・カウンターパーティとの間で、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動した担保付スワップ取引を締結する。同担保付スワップの約定日は2016年9月26日(以下、「約定日」という)であり、同担保付スワップは豪ドル建てのおよそ1年間を期間とする契約である(期間は、担保付スワップ・カウンターパーティの裁量に従い延長可能である)。

2.3 売却した証券に係る未収金および購入した証券に係る未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、仲介業者が深刻な財政上の困難を抱えている場合、仲介業者が破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.4 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点で、いずれの金融資産および金融負債も金融商品の相殺の基準を満たしていないため、本財政状態計算書においてはいかなる金融資産および金融負債の相殺を行っていない。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、本シリーズ・トラストの原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動は、包括利益計算書に含まれる。

外国為替取引による実現および未実現の利益または損失は、別途包括利益計算書において開示する。

2.7 分配

本戦略では、各四半期において一定額の収益が発生する可能性がある。本シリーズ・トラストの現行ポリシーにおいては、受益者に対し、四半期ごとの分配日において、対応する分配期間において発生した収益に準じた金額の分配金を支払うものとする。

四半期ごとの分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される：

- () インデックスのパフォーマンスによるリターンおよび戦略により支払われた配当または分配金と同額(該当する課税分を差し引いた額)。および、
- () 対応する分配日に支払われるまでの期間において、上記()により受領した配当または分配金に対して累積した利息(上記の()および()を以下、「発生収益」という)。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

各分配日において支払われる分配額については、管理会社がその唯一の裁量の下で、様々な要因のうち、発生収益、戦略による実現および未実現のキャピタル・ゲイン、および諸費用を考慮した上で、四半期ごとにユニット単位で決定する。管理会社は、適切であると考える場合に特定の四半期における分配を実施しないことを選択できる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその唯一の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標およびポリシーが前四半期比においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、管理会社の判断により無配当が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断される場合が含まれるが、これらに限られない。

2020年3月31日、および、2019年3月31日に終了した6カ月間において公表および支払われた分配額は以下の通り：

	2020年 合計金額	2019年 合計金額
豪ドル投資コース	\$ 107,918	\$ 86,575
日本円投資コース	76,651	102,879
	<u>\$ 184,569</u>	<u>\$ 189,454</u>

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が2種類設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品：表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。

かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。

発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、

かかる金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

本シリーズ・トラストの受益証券は、上記の条件をすべて満たしていないため、2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点において金融負債に分類される。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、ユニットクラスごとの発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 受益証券の募集に対する未収金および受益証券の買戻に対する未払金

受益証券の募集に対する未収金は、財政状態計算書の発行日時点で未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

2.11 F V T P Lで測定する金融商品による純益

F V T P Lで測定する金融商品による純益には、実現および未実現の損益、および発生収益が含まれる。F V T P Lで測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。F V T P Lで測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

F V T P Lで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。

受取利息は、実効金利法を使用して算出され、発生時に計上される。包括利益計算書に適切に表示された受取利息および支払利息は、F V T P Lで測定する金融資産および金融負債に対する配当から成る。受取利息は、発生収益の一部として含まれている。2020年3月31日、および、2019年3月31日に終了した期間において、それぞれ18万4,569豪ドルと18万9,328豪ドルの受取利息を計上した。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2020年3月31日、および、2019年3月31日に終了した6カ月間において、源泉徴収税の支払はなかった。

本シリーズ・トラストでは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式への投資を選択することができる。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

3. 受益証券の買戻し

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行業社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において豪ドル投資コースについては豪ドルで算出および支払い、日本円投資コースについては円で算出および支払われる。

当初購入時における最低ユニット数は1口であり、1口に満たない端数の注文は認められない。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。豪ドル投資コースの当初購入価格は1口あたり100豪ドルであり、日本円投資コースの当初購入価格は1口あたり1,000円である。豪ドル投資コースに対するすべての支払いは豪ドルで行い、日本円投資コースに対する支払いは円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入を拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。豪ドル投資コースに対するすべての支払いは豪ドルで行い、日本円投資コースに対する支払いは円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入を拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後2時(ロンドン時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。午後2時(ロンドン時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2020年3月31日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価格
豪ドル投資コース	\$ 4,912,595	69,485	\$ 70.700
日本円投資コース	3,380,215	362,723	9.319
	<u>\$ 8,292,810</u>	<u>432,208</u>	

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2019年9月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通りとなる：

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口あたり 純資産価格
豪ドル投資コース	\$ 8,677,086	77,649	\$ 111.748
日本円投資コース	5,684,644	387,273	14.679
	<u>\$ 14,361,730</u>	<u>464,922</u>	

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留したり遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、適当な買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

2020年3月31日に終了した6カ月間、および、2019年9月30日に終了した年度において、発行された受益証券、買戻された受益証券、および発行済受益証券による収入は以下の通り：

ユニットクラス	2019年9月30日時点	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券による収入	2020年3月31日時点
豪ドル投資コース	\$ 7,972,190	\$ 376,604	\$ (1,331,002)	\$ 7,017,792
日本円投資コース	5,677,760	-	(351,140)	5,326,620
合計	\$ 13,649,950	\$ 376,604	\$ (1,682,142)	\$ 12,344,412

ユニットクラス	2018年9月30日時点	発行された 受益証券による収入	買戻された 受益証券による収入	2019年9月30日時点
豪ドル投資コース	\$ 6,438,570	\$ 3,252,811	\$ (1,719,191)	\$ 7,972,190
日本円投資コース	9,815,371	-	(4,137,611)	5,677,760
合計	\$ 16,253,941	\$ 3,252,811	\$ (5,856,802)	\$ 13,649,950

2020年3月31日に終了した6カ月間、および、2019年9月30日に終了した年度において、発行された受益証券の口数、買戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通り：

ユニットクラス	2019年9月30日時点	発行済受益証券	買戻された受益証券	2020年3月31日時点
豪ドル投資コース	77,649	3,560	(11,724)	69,485
日本円投資コース	387,273	-	(24,550)	362,723
合計	464,922	3,560	(36,274)	432,208

ユニットクラス	2018年9月30日時点	発行済受益証券	買戻された受益証券	2019年9月30日時点
豪ドル投資コース	64,147	29,595	(16,093)	77,649
日本円投資コース	689,618	-	(302,345)	387,273
合計	753,765	29,595	(318,438)	464,922

1口当たり純資産額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に応じて次の募集日または買戻日に処理される。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来の事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する可能性がある。これらの商品の公正価値については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、担保付スワップにより構成される。本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。

これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

(A) 市場リスク

() 通貨リスク

本シリーズ・トラストが投資する担保付スワップ取引においては、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値が影響を受ける場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨への両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入(または介入の失敗)または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する可能性がある。本シリーズ・トラストが保有するポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストまたはそのユニットクラスは、そのパフォーマンスが特定の通貨(複数の場合も含む)の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストまたはユニットクラスは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用を発生させる場合がある。

以下の表は、2020年3月31日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである：

2020年3月31日時点		現金および 現金同等物	担保付スワップ	その他の資産 および負債 (純額)	純資産	純資産全体に 対する割合 (%)
日本円	J P Y \$	- \$	3,356,667 \$	(53) \$	3,356,614	40.5%
米ドル	U S D	234	-	-	234	0.0%
		234	3,356,667	(53)	3,356,848	40.5%
豪ドル	A U D	93	4,935,869	-	4,935,962	59.5%
	\$	327 \$	8,292,536 \$	(53) \$	8,292,810	100.0%

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

以下の表は、2019年9月30日時点における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである：

2019年9月30日時点		現金および 現金同等物	担保付スワップ	その他の資産 および負債 (純額)	純資産	純資産全体に 対する割合 (%)
日本円	J P Y \$	- \$	5,659,494 \$	(48) \$	5,659,446	39.4%
米ドル	U S D	212	-	-	212	0.0%
		212	5,659,494	(48)	5,659,658	39.4%
豪ドル	A U D	-	8,701,977	95	8,702,072	60.6%
	\$	212 \$	14,361,471 \$	47 \$	14,361,730	100.0%

以下の表は、2020年3月31日時点および2019年9月30日時点における、外国為替レートの変動に対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の対豪ドルレートが、表に示した割合(パーセント)上昇(下落)したという想定に基づく。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである：

通貨	2020年における通貨 レートの合理的な変動範囲		本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響
J P Y	+ / -	8.81%	+ / - 295,718
U S D	+ / -	8.67%	+ / - 20

通貨	2019年における通貨 レートの合理的な変動範囲		本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響
J P Y	+ / -	11.33%	+ / - 641,215
U S D	+ / -	6.51%	+ / - 14

() 金利リスク

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、現金および満期が3カ月未満の現金同等物である。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動により重大なリスクを負わない。

担保付スワップは、本シリーズ・トラストが担保付スワップ・カウンターパーティに対し1か月LIBOR(ロンドン銀行間貸出金利)にスプレッドを加えた変動金利を支払う一方、担保付スワップ・カウンターパーティからAS51Prop指数のパフォーマンスを受ける。LIBORは毎月リセットされる。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

() 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する可能性がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する可能性がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

価格リスクとは、本戦略に特定の要因によるか、当該市場で取引される全金融商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2020年3月31日および2019年9月30日において本戦略に含まれる資産価格が1%上昇した場合、受益証券の受益者に帰属する純資産はそれぞれ8万2,925豪ドルと14万3,615豪ドル増加する。反対に、資産価格が1%下落した場合、純資産はそれぞれ8万2,925豪ドルと14万3,615豪ドル減少する。

(B) 信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。減損引当金は、財政状態計算書の作成日までに発生した損失に対して割り当てられるものである。

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本シリーズ・トラストとの間で締結した義務または債務を履行しないリスクを指す。管理会社は、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。本財政状態計算書の作成日において、すべての純資産は担保付スワップ・カウンターパーティにより保有されている。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

担保付スワップ・カウンターパーティは受託会社に対し、受益者の利益のために担保を提供しており、担保付スワップ・カウンターパーティが担保付スワップ取引に基づく支払およびその他の義務の履行を怠った場合において、受託会社はかかる担保を利用することができる。ただし、かかる担保が、担保付スワップ取引に基づく担保付スワップ・カウンターパーティの支払義務を満たすのに十分な価値を持つことは保証されない。

担保の価値が事前に定められた担保カバー率を下回った場合、契約により担保付スワップ・カウンターパーティは追加の担保を提供しなければならない。2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する担保の価値は、それぞれ818万1,738豪ドル(500万7,633米ドル)および1,462万1,278豪ドル(986万1,321米ドル)である。

信用リスクは、取引の相手先に信頼できる金融機関およびカウンターパーティを選ぶことにより軽減される。

管理会社は、かかる相手先における信用状態および財政状態を継続的に監視することにより、このリスクを監視する。

2020年3月31日時点および2019年9月30日時点における、全金融資産を対象とする信用リスクへのエクスポージャーの上限は、財政状態計算書に記載された残高である。ただし、担保を請求した場合の正味実現可能価額を含まない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当するが、かかる保管会社はフィッチ信用格付けでAプラスを得ている。2020年3月31日および2019年9月30日現在、担保付スワップは、クレディ・スイス・インターナショナルとの間で締結した契約であり、ムーディーズの格付けによりA1の評価を得ている。

2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点において、すべての現金、および現金同等物は、保管会社により保管されている。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(C) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券や、重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストの保有する証券は、組織的市場において取引されておらず、流動性がない可能性がある。その結果、本シリーズ・トラストは、流動性要件を満たす目的で、かかる証券への投資を公正価値に近い価格で迅速に現金化できない可能性がある。

本シリーズ・トラストの約款は、受益証券を毎日解約できる条項を定めているため、買戻しに必要な金額を満たすのに十分な証券の売却ができない場合は常に、受益者の買戻しに応じる上での流動性リスクが生じる。受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。金融負債の契約上の残余期間は、3カ月未満である。流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を本シリーズ・トラストが保有する純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。空売りされる証券の合計価格は、常に本シリーズ・トラストの純資産価格を下回るものとする。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである：

2020年3月31日時点	1カ月未満	1～3カ月	合計
当座貸越	\$ 53	\$ -	\$ 53
契約上のキャッシュ・アウト・フロー(受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	\$ 53	\$ -	\$ 53
2019年9月30日時点	1カ月未満	1～3カ月	合計
当座貸越	\$ 67,149	\$ -	\$ 67,149
契約上のキャッシュ・アウト・フロー(受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	\$ 67,149	\$ -	\$ 67,149

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(D) リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社のチームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例:ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。

将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

(E) 資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーに基づき以下を実行する。

- ・流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。

- ・本シリーズ・トラストの約款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、およびそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。管理会社が原資産となる証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。

管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、いかなるデリバティブ資産も保有していない。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(E) 発生収益および分配

必ずしも収益を発生させるとは限らない。分配金は、受益証券に帰属する投資元本から、その全体または一部を支払うものとするが、発生収益がゼロである場合もある。分配は、実質的に投資家に対する当初資本の返却またはキャピタル・ゲインを意味するため、分配額が提供可能な収益を超過する場合、超過額分だけ資本が毀損することになる。この可能性に基づき、資産価値の低下および分配を通じた投資家への資本返却により、本シリーズ・トラストへの投資価値が毀損される蓋然性に鑑み、資本保全を望む投資家は分配の実施しない場合がある。本シリーズ・トラストが収益を上げない場合、受益者が受益証券の買戻しにより受け取る買戻価格は、受益者の当初の投資額を下回る可能性がある。

(F) 担保付スワップの利息は提供されない

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、担保付スワップのパフォーマンスに依存する。

本受益証券への投資は、受益者に対し、担保付スワップ取引あるいは、かかる担保付スワップ取引におけるいかなる原資産に対しても直接的な持分を提供するものではなく、担保付スワップ・カウンターパーティや、かかる担保付スワップ取引に関連するいかなる原資産、あるいは担保付スワップ・カウンターパーティに対するいかなるサービス提供者の行動につき、これを管理するためのいかなる権利を与えるものではない。担保付スワップによる負債(その全体または一部であるかを問わず)を相殺するため、担保付スワップ・カウンターパーティまたは第三者は、担保付スワップに含まれる関連した戦略を構成する原資産に対する(直接または間接の)持分を所有する場合があるが、かかる者は、かかる持分を保有し、またはその持分につき一定の規模を維持することを要求されない。

(G) 本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2021年9月16日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能な限り少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。

モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における公表価格(未調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。

レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。

レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。

この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2020年3月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット (レベル3)	2020年3月31日時点の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 8,292,536	\$ -	\$ 8,292,536
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 8,292,536	\$ -	\$ 8,292,536

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2019年9月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不可能なインプット (レベル3)	2019年9月30日時点の公正価値
担保付スワップへの投資	\$ -	\$ 14,361,471	\$ -	\$ 14,361,471
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 14,361,471	\$ -	\$ 14,361,471

2020年3月31日に終了した6カ月間、および、2019年9月30日に終了した年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブは、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず、または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル3に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。

2020年3月31日時点および2019年9月30日時点において、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される証券を保有していない。

担保付スワップのバリュエーションについては、目論見書の付属資料22に記載された評価モデルに従って算定する。詳細については、注記2.2(D)を参照のこと。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- () 2020年3月31日時点および2019年9月30日時点において、現金および現金同等物、およびその他すべての金融資産および金融負債(売却済み投資に対する未収金、および当座貸越を含む)は短期の金融資産および金融負債であると認識され、かかる短期の性質により帳簿価額はほぼ公正価格と同一であると考えられる。バリュエーションの手段の詳細については、注記2を参照のこと。
- () 受益証券の受益者に帰属する純資産。本シリーズ・トラストは、受益証券の買戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻し時点における本シリーズ・トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買戻しおよび発行を行う。従って、受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価格に等しい。

6. 担保付スワップ

本シリーズ・トラストは、担保付スワップに投資するものであり、その価値は、本シリーズ・トラストの口座に対する戦略のパフォーマンスに連動するものである。価値の増減は、未実現の損益として計上される。本シリーズ・トラストは、満期日において、対象となる証券の価値に基づき、カウンターパーティからの支払を受領し、実現した損益を計上する。ストラクチャード商品は、注記5に記載した様々なリスクを抱える。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

豪ドル投資コース - 2020年3月31日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の59.5%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年 9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 4,935,869 \$	(2,308,374)

日本円投資コース - 2020年3月31日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の40.5%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年 9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 3,356,667 \$	(1,588,403)

豪ドル投資コース - 2019年9月30日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の60.6%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年 9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 8,701,977 \$	(3,369)

日本円投資コース - 2019年9月30日時点の担保付スワップ残高:(純資産全体の39.4%)

戦略	満期日	カウンターパーティ	時価	未実現損失
オーストラリア・リート・インデックス戦略	2021年 9月10日	クレディ・スイス・ インターナショナル	\$ 5,659,494 \$	(930)

7. 担保付スワップへの投資に係る純利益(損失)

	2020年3月31日を 期末とする6カ月間	2019年3月31日を 期末とする6カ月間
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益(損失)は、以下により構成される:		
担保付スワップに係る投資の実現純益(損)	\$ (870,921)	\$ 766,558
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損益合計	\$ (870,921)	\$ 766,558
担保付スワップへの投資に係る未実現利益(損失)の変動	\$ (3,892,478)	\$ 537,785
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現評価損益の純変動合計	\$ (3,892,478)	\$ 537,785

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

すべての買戻日における担保付スワップの受益証券の買戻しについて、受託会社は、本シリーズ・トラストが買戻した受益証券の口数に応じて想定元本を減少させることに合意すると共に、担保付スワップ・カウンターパーティは、受託会社により、かかる取引の想定元本を上記に応じて減少させる権限が与えられる。

本シリーズ・トラストにおいて買戻された各受益証券につき、1口当たりの買戻額は以下の数式により計算される。

$$(1 \text{ 口当たり想定元本}) \times (\text{戦略ユニットレベル})$$

ただし以下の定義に従う。

「1口当たり想定元本」とは、発効日以降の各暦日に計算される1口当たりの想定元本の額を意味する。

「戦略ユニットレベル」とは、各取引日において計算代理人によって計算される数を意味する。

1口当たりの買戻額は、かかる取引日の時点において計算代理人によって算出され、かかる取引日後において実務上合理的に可能なかぎり迅速に、受託会社に提供される。

8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

8.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産の0.03%を1年当たりの報酬として受け取るが、年間最低額は月額3,333米ドルの12カ月分とする。この費用は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。管理事務代行会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場地理に基づき、資産に基づく報酬および取引手数料を受け取り、この支払いは運営費用報酬から報酬代行会社が支払うものとする。保管会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

(C) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として、および1取引当たり10ドルの報酬を受け取るものとする。この費用は、報酬代行会社が運営費用報酬から支払うものとする。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

8.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、担保付スワップ・カウンターパーティ、代行協会員、販売会社、および管理会社代行サービス会社は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が前払いで支払われるものとし、この支払いは運営費用報酬から報酬代行会社が支払うものとする。本シリーズ・トラストの代理として発生した、すべての適切な自己負担経費および支出についても、受託会社に対して運営費用報酬から払い戻される。受託会社が2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間に獲得した報酬および、2020年3月31日および2019年9月30日の時点で受託会社に対する未払いの報酬がある場合、報酬代行会社報酬としてそれぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 報酬代行会社報酬

受託会社は、報酬代行会社との間で報酬代行会社選任契約を締結しており、同契約に従って、報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの口座のために、本シリーズ・トラストの特定の継続的な運営経費および費用(以下、「通常経費」という)を支払うことを約束した。報酬代行会社が2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間に獲得した報酬および、2020年3月31日および2019年9月30日の時点で報酬代行会社に対する未払いの報酬がある場合、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。報酬代行会社報酬には、設立費用、管理会社報酬、受託会社報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、管理会社代行サービス会社報酬、監査報酬に加えて、報酬代行会社による合理的な判断に基づき通常経費に含まれると判断された以下の経費および費用が含まれる。

- () 監査報酬および費用に含まれていない監査経費。
- () 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用。および、
- () 保険料(該当する場合)。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、担保付スワップに関連するあらゆる報酬、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、投資家向けサービスおよび受益者総会、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用、目論見書の提供および本付属書類22およびその他の類似する提供文書に関連する費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、およびその他の、通常は発生しない臨時の経費および費用につき、これらの支払に対する責任を負わない。

受託会社は、報酬代行会社に対し、報酬代行会社選任契約における条件(合理的かつ適切な理由により発生したすべての法的、専門的、およびその他の費用を含む)に基づく義務および職務の履行および不履行を理由として、報酬代行会社に対して提起されたか、報酬代行会社が生じさせた、すべての訴訟、手続き、請求、コスト、要求、および費用につき、本シリーズ・トラストの保有する資産に対して免責することに合意した。ただし、かかる訴訟、手続き、請求、コスト、要求、または費用が、報酬代行会社による重大な過失、悪意、詐欺、または故意の過失により発生したものである場合はこの限りではない。

報酬代行会社は、各評価日ごとに蓄積され、計算される運営費用報酬を受け取る。

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.41%の報酬および、年当たり純資産価値の0.03%の報酬(ただし最低でも月額3,333米ドル)の報酬(両者を併せて「運営費用報酬」という)を受け取るものとする。

運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。運営費用報酬は、Actual / 365日の日数計算ベースで毎日累積し、四半期ごとに蓄積分を後払いするものとし、蓄積期間については、報酬が発生する初年度に限り、初回の期間終了日の翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

設立費用には、受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料を含むが、これに限定されない)および本シリーズ・トラストの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに当初発生したものを除く、本シリーズ・トラストの設立および受益証券の募集に関わるその他の費用が含まれる。かかる費用は報酬代行会社によって運営費用報酬を使用して支払われる。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。管理会社が2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間に獲得した報酬および、2020年3月31日および2019年9月30日の時点で管理会社に対する未払いの報酬がある場合、報酬代行会社報酬としてそれぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日までに蓄積し、同日に算定された純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期ごとの後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間において代行協会員が獲得した報酬は、包括利益計算書に記載されている。

(E) 担保付スワップ・カウンターパーティ

本シリーズ・トラストでは、管理会社の関連当事者であるクレディ・スイス・インターナショナルとの間で担保付スワップ取引を行うことが許可されている。2020年3月31日時点、および、2019年9月30日時点での未決済の担保付スワップ取引については、注記6および注記7に記載されている。2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間において、クレディ・スイス・インターナショナルとの間のスワップ取引においては、それぞれ実現純(損)益(87万921)豪ドルと76万6,558豪ドルを計上し、未実現利益の純増(減)額は(389万2,478)豪ドルと53万7,785豪ドルであったが、この項目は包括利益計算書に記載されている。

(F) 販売報酬

販売会社は、年当たり報酬として、各ユニットクラスにつき各評価日までに蓄積し、同日に算定された純資産価格の0.75%に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数で販売会社の持ち口数を除した数に掛け合わせた額(以下、「販売報酬」という)を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2020年3月31日および2019年3月31日に終了した6カ月間において販売会社が獲得した報酬は、包括利益計算書に記載されている。

(G) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社の報酬は、投資運用報酬の一部として含まれ、投資運用報酬の一部として支払われるものとする。

オーストラリア・リート・ファンド

財務諸表に対する注記(続き)

2020年3月31日を期末とする6カ月間(未監査)

(豪ドルで表示)

9. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2020年3月31日、および、2019年3月31日に終了した6カ月間において、本シリーズ・トラストは借入を行わなかった。

10. 後発事象

2020年1月以降、コロナウイルスの感染拡大が目まぐるしい早さで進展しており、世界の商業活動に悪影響を及ぼしている。この急速な推移と流動性を受けていかなる予測も最終的な影響としては採用できない状況にあり、この事態が経済および市況に継続的な悪影響を及ぼし、世界的な景気減速を招く可能性がある。

管理会社と受託会社は、この後発事象の結果が2020年3月31日付の財務諸表に何らかの財務的な影響を及ぼすとは考えていない。

管理会社と受託会社はコロナウイルス関連の動向を監視しており、既存の事業継続計画に加えて、各国の保健機関、該当する政府、および一般的なパンデミック対策のベストプラクティスを指針として、連携して運用上の対策を講じている。

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2020年5月28日までのすべての後発取引および事象を評価した。2020年4月1日から2020年5月28日までの期間において、10万2,244豪ドルの申込を受け、11万6,954豪ドルの買戻しを実行した。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表等については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの「注記6. 担保付スワップ」をご参照ください。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の払込済み資本金の額は、2020年4月末日現在735,000米ドル(約7,855万円)です。

(注) 米ドルの円換算額は、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2020年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	8	226,786,362米ドル
			20,340,171豪ドル
			3,260,821,248円
			216,715,931トルコリラ
	私募	34	258,711,925,327円

(3) その他

本書提出前6か月以内において訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日までおよび2019年1月1日から2019年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

損益およびその他の包括利益計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
損益計算書(米ドル)					
受取利息		34,534	3,691	22,534	2,408
- うち、償却原価で測定される金融商品にかか る受取利息		34,534	3,691	22,534	2,408
純受取利息	4	34,534	3,691	22,534	2,408
サービス報酬収入	5	215,000	22,977	205,000	21,908
その他(損失)/収益		(21)	(2)	8	1
純収益		249,513	26,665	227,542	24,317
一般管理および営業費	6	(143,734)	(15,361)	(121,067)	(12,938)
引当金繰入および税引前営業利益		105,779	11,305	106,475	11,379
税引前利益		105,779	11,305	106,475	11,379
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		105,779	11,305	106,475	11,379

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財政状態計算書(2019年12月31日現在)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
資産(米ドル)					
現金預け金	9	1,436,186	153,485	1,213,367	129,673
その他資産	10	217,427	23,236	206,873	22,109
資産合計		1,653,613	176,722	1,420,240	151,781
負債(米ドル)					
その他負債	10	131,329	14,035	3,735	399
負債合計		131,329	14,035	3,735	399
株主資本(米ドル)					
資本金	11	735,000	78,549	735,000	78,549
利益剰余金		787,284	84,137	681,505	72,832
株主資本合計		1,522,284	162,686	1,416,505	151,382
負債および株主資本合計		1,653,613	176,722	1,420,240	151,781

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
)取締役
)
)

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

持分変動計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2019年度						
2019年度持分変動計算書(米ドル)						
2019年1月1日現在の残高	735,000	78,549	681,505	72,832	1,416,505	151,382
当該年度の利益	-	-	105,779	11,305	105,779	11,305
2019年12月31日現在の残高	735,000	78,549	787,284	84,137	1,522,284	162,686
2018年度						
2018年度持分変動計算書(米ドル)						
2018年1月1日現在の残高	735,000	78,549	575,030	61,453	1,310,030	140,003
当該年度の利益	-	-	106,475	11,379	106,475	11,379
2018年12月31日現在の残高	735,000	78,549	681,505	72,832	1,416,505	151,382

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

キャッシュ・フロー計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	2019年度		2018年度		
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー(米ドル)					
当該年度の利益		105,779	11,305	106,475	11,379
純利益を営業活動より生じた現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に含まれる非現金項目:					
受取利息	4	(34,534)	(3,691)	(22,534)	(2,408)
未実現損益		21	2	(8)	(1)
営業資産および負債変動前の営業活動より生じた現金		71,266	7,616	83,933	8,970
営業資産の純(増)/減:					
その他資産		(10,575)	(1,130)	92,358	9,870
営業資産の純(増)/減:		(10,575)	(1,130)	92,358	9,870
営業負債の純増/(減):					
その他負債および引当金		127,594	13,636	(1,639)	(175)
営業負債の純増/(減)		127,594	13,636	(1,639)	(175)
法人税等の支払額		-	-	-	-
営業活動より生じた現金		188,285	20,122	174,652	18,665
財務活動によるキャッシュ・フロー(米ドル)					
			0		
受取利息	4	34,534	3,691	22,534	2,408
財務活動により生じた現金(米ドル)		34,534	3,691	22,534	2,408
現金および現金同等物の純増額		222,819	23,813	197,186	21,073
期首における現金および現金同等物		1,213,367	129,673	1,016,181	108,599
期末における現金および現金同等物(米ドル)		1,436,186	153,485	1,213,367	129,673
現金預け金	9	1,436,186	153,485	1,213,367	129,673
期末における現金および現金同等物(米ドル)		1,436,186	153,485	1,213,367	129,673

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(d) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

(e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

(f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

(g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失(ECL)モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

(h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- (i) 当社を支配している、または共同支配している。
- (ii) 当社に重要な影響を与える。
- (iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- (i) その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している。)。
- (ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している。)。
- (iii) 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- (iv) ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- (v) ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- (vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- (vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

- ・ IFRIC第23号：国際会計基準審議会(IASB)は2017年6月にIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。IFRIC第23号は、法人所得税務処理に関する不確実性について明確化を図るものであり、IAS第12号に基づく法人所得税務処理に関して不確実性が存在する場合に、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、未使用の欠損金、未使用の繰越税額控除および税率の決定に適用される。IFRIC第23号は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRIC第23号を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

2. 重要な会計方針(続き)

- IFRS年次改善2015-2017年サイクル：IASBIは、2017年12月に「IFRS年次改善2015-2017年サイクル」(IFRS改善2015-2017年)を公表した。IFRS改善2015-2017年は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRS年次改善2015-2017年サイクルを適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。
- IAS第19号の改訂：制度改訂、縮小または清算：IASBIは2018年2月に「制度改訂、縮小または清算」(IAS第19号の改訂)を公表した。これは確定給付年金制度に変更が生じた場合に企業が年金費用をどのように決定するかを規定するものである。IAS第19号の改訂は2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIAS第19号の改訂を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

3. 会計方針の変更

IASBIは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない(注記17)。

4. 純受取利息

	2019年度	2018年度
純受取利息(米ドル)		
現金預け金にかかる受取利息	34,534	22,534
受取利息	34,534	22,534

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2019年度	2018年度
収益(米ドル)		
サービス報酬収入	215,000	205,000
収益合計	215,000	205,000

6. 一般管理および営業費

	2019年度	2018年度
一般管理および営業費(米ドル)		
その他費用	(34,668)	(1,315)
銀行手数料	(191)	(545)
営業費	(34,859)	(1,860)
監査報酬	(3,119)	(3,117)
役員報酬	(105,756)	(106,500)
専門家サービス	-	(9,590)
一般管理費	(108,875)	(119,207)
一般管理および営業費合計	(143,734)	(121,067)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2029年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT@ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2018年:5,000米ドル)を受け取っているが、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・ファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツイン・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
J-REITファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンドリアル・エステート・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2019年度	2018年度
現金預け金(米ドル)		
現金預け金	1,436,186	1,213,367
現金預け金合計	1,436,186	1,213,367

10. その他の資産および負債

	2019年度	2018年度
その他資産(米ドル)		
未収利息および報酬	217,427	206,873
その他資産合計	217,427	206,873

	2019年度	2018年度
その他負債(米ドル)		
未払利息および報酬	131,329	3,735
その他負債合計	131,329	3,735

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2019年度		2018年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
授権株式:				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式:				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

11. 資本金(続き)

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的に関係リスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2019年および2018年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2019年および2018年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2019年および2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

2019年12月31日

2018年12月31日

	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産(米ドル)						
その他資産	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
資産合計	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
負債および資本(米ドル)						
その他負債	25,573	-	25,573	3,735	-	3,735
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	760,573	-	760,573	738,735	-	738,735

b) 関連当事者間の収益および費用

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
その他収益(米ドル)						
その他収益	-	215,000	215,000	-	205,000	205,000
その他費用(米ドル)						
その他費用	34,668	-	34,668	1,315	-	1,315

c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬(米ドル)	2019年度	2018年度
短期従業員給付	105,756	106,500
経営幹部報酬合計	105,756	106,500

14. 親会社および最終的な持株会社

2019年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス(ホンコン)リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15. 比較対象期間の数値修正再表示

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

16. 修正を要しない後発事象

2019年度において、修正を要しない重要な事象は存在しない。

17. 公表後、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBIは、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表では採用されていない複数の改訂、新基準、IFRS第17号「保険契約」を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

	発効する会計期間の期首
IFRS第3号の改訂、「事業の定義」	2020年1月1日
IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」	2020年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。本修正は、2020年1月1日以降に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。2020年1月1日の適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

[次へ](#)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended
31 December 2019**

	Reference to Note	2019	2018
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		34,534	22,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		34,534	22,534
Net interest income	4	34,534	22,534
Service Fee income	5	215,000	205,000
Other (losses)/revenues		(21)	8
Net revenues		249,513	227,542
General, administrative and trading expenses	6	(143,734)	(121,067)
Operating profit before allowance and taxation		105,779	106,475
Profit before tax		105,779	106,475
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		105,779	106,475

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position at 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Other assets	10	217,427	206,873
Total assets		1,653,613	1,420,240
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	131,329	3,735
Total liabilities		131,329	3,735
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		787,284	681,505
Total shareholders' equity		1,522,284	1,416,505
Total liabilities and shareholders' equity		1,653,613	1,420,240

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2020



)
) Director
)
)

Nicolas Papavoine
Director
Credit Suisse Management (Cayman) Limited

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019**Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019**

	Share capital	Retained earnings	Total
2019			
2019 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2019	735,000	681,505	1,416,505
Profit for the year	—	105,779	105,779
Balance at 31 December 2019	735,000	787,284	1,522,284
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year	—	106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of Cash flow for the year ended 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		105,779	106,475
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest Income	4	(34,534)	(22,534)
Unrealised gain and loss		21	(8)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities			
		71,266	83,933
Net (increase)/decrease in operating assets:			
Other assets		(10,575)	92,358
Net (increase)/decrease in operating assets			
		(10,575)	92,358
Net increase/(decrease) in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		127,594	(1,639)
Net increase/(decrease) in operating liabilities			
		127,594	(1,639)
Income taxes paid		—	—
Net cash generated from operating activities			
		188,285	174,652
Cash flows from financing activity (USD)			
Interest income	4	34,534	22,534
Net cash generated from financing activity (USD)			
		34,534	22,534
Net increase in cash and cash equivalents			
		222,819	197,186
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)			
		1,436,186	1,213,367
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)			
		1,436,186	1,213,367

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) *Foreign currency*

The Company's functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Cash and Cash Equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2 Significant accounting policies (continued)

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

- IFRIC 23: In June 2017, the IASB issued IFRIC 23 'Uncertainty over Income Tax Treatments' (IFRIC 23). IFRIC 23 clarifies the accounting for uncertainties in income taxes and is to be applied to the determination of taxable profit (tax loss), tax bases, unused tax losses, unused tax credits and tax rates, when there is uncertainty over income tax treatments under IAS12. IFRIC 23 was effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted IFRIC 23 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.
- Annual improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle: In December 2017, the IASB issued 'Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 cycle' (Improvements to IFRSs 2015-2017). The Improvements to IFRSs 2015-2017 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**2 Significant accounting policies (continued)**

- **Amendments to IAS 19: Plan Amendment, Curtailment or Settlement:** In February 2018, the IASB issued 'Plan Amendment, Curtailment or Settlement' (Amendments to IAS 19) that specifies how companies determine pension expenses when changes to a defined benefit pension plan occur. The Amendments to IAS 19 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Amendments to IAS 19 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2019	2018
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	34,534	22,534
Interest income	34,534	22,534

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2019	2018
Revenues (USD)		
Service fee income	215,000	205,000
Total revenues	215,000	205,000

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**6. General, Administrative and Trading Expenses**

	2019	2018
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other expenses	(34,668)	(1,315)
Bank charges	(191)	(545)
Trading expenses	(34,859)	(1,860)
Auditor remuneration	(3,119)	(3,117)
Directors' remuneration	(105,756)	(106,500)
Professional Services	—	(9,590)
General and administrative expenses	(108,875)	(119,207)
Total general, administrative and trading expenses	(143,734)	(121,067)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2029. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities*Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2018: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

8. Unconsolidated Structured Entities (Continued)

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

	2019	2018
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,436,186	1,213,367
Total cash and due from banks	1,436,186	1,213,367

10. Other Assets and Other Liabilities

	2019	2018
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	217,427	206,873
Total other assets	217,427	206,873
	2019	2018
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	131,329	3,735
Total other liabilities	131,329	3,735

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	2019		2018	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines 'capital' as including all components of equity.

11. Share Capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2019 and 2018, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2019 and 2018, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2019 and 2018.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**13. Material Related Party Transactions**

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business.

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	—	215,000	215,000	—	206,000	206,000
Total assets	—	215,000	215,000	—	206,000	206,000
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities	26,573	—	26,573	3,735	—	3,735
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	760,573	—	760,573	738,735	—	738,735

b) Related party revenues and expenses

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
Other expenses (USD)						
Other expenses	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2019	2018
Short-term employee benefits	105,756	106,500
Total Remuneration of Key Management Personnel	105,756	106,500

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2019, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Restatement of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period

There are no material non-adjusting events for 2019.

17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and a new standard, IFRS 17, insurance contracts, which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	Effective for accounting periods beginning on or after
Amendments to IFRS 3, <i>Definition of a business</i>	1 January 2020
Amendments to IAS 1 and IAS 8, <i>Definition of material</i>	1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2020 with an early adoption permitted. The adoption on 1 January 2020 did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or cash flows.

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線(下線の既に付してある見出しに関しては二重下線)で示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(前略)

(3) 発行(売出)価額の総額

日本円投資コース

500億円を上限とします。

豪ドル投資コース

6億豪ドル(約440億円)を上限とします。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(3) 発行(売出)価額の総額

日本円投資コース

500億円を上限とします。

豪ドル投資コース

6億豪ドル(約419億円)を上限とします。

(後略)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(2018年改訂)(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
3. 資本金の額	管理会社の2020年1月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約8,016万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)

(注)米ドルの円貨換算は、2020年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.06円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

<訂正後>

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(2018年改訂)(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
3. 資本金の額	管理会社の2020年4月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約7,855万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)

(注)米ドルの円貨換算は、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

(前略)

運用体制等は、2020年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

運用体制等は、2020年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

日本円投資コース

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



■ 年間騰落率(右軸)
— 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(左軸)

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
なお、ファンドは2016年12月まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



● 平均値 ▲ 最大値 × 最小値

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)
- 日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)
- 先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Coから、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Coから、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンド及びクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含み一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

豪ドル投資コース

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

※豪ドル投資コースの年間騰落率は、基準通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したのとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

なお、ファンドは2016年12月まで分配の実績はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Incは、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(豪ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンド及びクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金
(5) 課税上の取扱い
日本

< 訂正前 >

2020年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

< 訂正後 >

2020年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(後略)

5 運用状況

（2）投資資産

< 訂正前 >

投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません（2020年1月末日現在）。

対象不動産物件
該当事項はありません（2020年1月末日現在）。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄
該当事項はありません（2020年4月末日現在）。

対象不動産物件
該当事項はありません（2020年4月末日現在）。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから17ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2019年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定(「IESBA基準」)ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある場合と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

(ケイマン諸島に設立された有限会社)

取締役会への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階

チャーター・ロード10

香港、セントラル

[次へ](#)

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") set out on pages 4 to 17, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit and loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flow for the year other than ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard ("IFRS").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。